

勤務満六ヶ月にて退職する場合、日給三十日令六十日以上勤務する月
ヲ加フル毎ニ日給三日分ヲ加算せしムト、但シ会社ノ都合を以り解僱又
は場合ハ右一倍額トシ尙六ヶ月未満ノ者ニモ勤務一ヶ月三付日給三日
分ヲ支給スルコト

三、左ノ区分ニ依ク 基本給三七二

男工 日給二円以下 二十五錢 日給二円五十錢以下 二十一錢

田給三円以下 十五錢

三十九錢 日給一円一毛以上 二十二錢

四、創立二十五周年、御祝、並に生産性質並ニ分配方策ヲ明示スルコト

五、病氣缺勤ノ時金人材ニテク支給入ルコト

缺勤三十日以内 日給一十分 政勤三十一日以上七十日以内ハ日給ノ半日今

大、海軍の召集に應ンタレ上半八某、服役期間日給半日分ヲ支給スルコト

(七月一日)

七月一日一般工場、出勤率八前日ト異ニサルモ問題ノ中心タル魔氣工作部、怠業氣分アリ何トナリ浮腰三分、生産能率ノ低下ヲ認メタリ

委員会ト日本スギ主ナル者ハ前日同僚階上ニ集合シ生船、造機、製瓦等ノ同志
説導ニ腐バソ類リニ其ノ方面ニ往来シソアリ電正会ハ当初会員四、五百名
ト目セラレ居リ、モ同題ノ熟スニ從々現在ニ於テハ殆ト全部会員トナリタリ
而シテ要求條件中退職手当ノ項目及團体交渉権ノ件兩ニニ修正好ヲ要ス
ルモノアリト、シ同夜更ニ協議スルコトトナリタリ。

本件發生ト共ニ物議甚他凡ニ、再動總本部ヲ神戸市役所六庫大井
通木村錢士カニ至シ、コトハナレハシ同夜電正会員ハ七十十九モノ及、銀四
千圓ヲ初メトシ友愛会、取高幹部七全會シ協議、上面水條項ヲ
後記ノ如ク修正シ提出時期モ一〇七四年キシ得束ナリトシ七月一日正
午ヲ期スルコトニ一致タル趣ナリ、尚友愛会聯合會ニ於テモ